

しち のへ まち

七戸町

しょうがいしゃ じりつ し えんほうたいおう
障害者自立支援法対応

ノーマライゼーション
サポートブック
Normalization support book
Normalization support book



青森県立七戸養護学校生徒作品「空」

しょうがいしゃ ふくし
障害者への福祉サービスについて、
わかりやすく解説した1冊です

しちのへまち ちいき じりつ し えんきょうぎ かい
七戸町地域自立支援協議会

七戸町ノーマライゼーションサポートブックについて



七戸町地域自立支援協議会
会長 立崎義行

七戸町では、障害者（児）とその家族が地域で安心して暮らすことができるよう、適切なサービスの提供を図ることを目的に「七戸町地域自立支援協議会」を設置しました。協議会は、障害当事者、障害者団体、社会福祉協議会、相談支援事業所、入所・通所施設、ヘルパー事業所、養護学校、障害者相談員、民生・児童委員などで構成され、行政が調整役として支えています。

地域自立支援協議会では活発な意見交換が行なわれていますが、その中で「サービスが複雑で、仕組みや内容がわからない」「どんな事業所があって、どのような取り組みをしているのかわからない」といった声が多数ありました。そこで、障害者への福祉サービスについて解説した「七戸町ノーマライゼーションサポートブック」を作成することになりました。

この本が、障害者及び障害者を支える方、また、地域住民の方にとって障害福祉に対する理解を深める一助となれば幸いです。

※ノーマライゼーションとは、障害者と健常者がお互いに区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方です。

障害者自立支援法について

障害者自立支援法は、障害者（児）が、その能力及び適正に応じ、自立した生活を営むことができるよう、必要なサービスやその他の支援を行なうことによって福祉の増進を図り、障害の有無にかかわらず、人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる社会生活の実現を目的に、平成18年10月に施行されました。

これにより、障害の種別（身体・知的・精神）によって縦割りにサービスが提供されていたことを改め、本人が必要とするサービスを受けられる仕組みが作られました。また、平成22年12月には、これまであいまいであった発達障害が障害者に含まれることが明確化され、福祉サービスを受けられやすくなりました。



七戸町キャラクター
「ねがいかなうちゃん」

Q. 障害者手帳ってどのようなものですか？

A. 障害者手帳は、以下のとおり3種類あります。

身体障害者手帳



身体障害者手帳は、身体に障害（視覚、聴覚又は平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓・じん臓などの内部障害）のある方が対象です。

○申請に必要なもの

- ①指定医師*が作成した診断書
- ②本人の顔写真1枚（縦4cm×横3cm）
- ③印鑑（認め印）

*指定医師がわからない場合は、七戸町健康福祉課へお問い合わせください。

愛護手帳 (療育手帳)



愛護手帳は、知的機能の障害がおおむね18歳までに現れ、日常生活に支障が生じている方が対象です。

○申請に必要なもの

- ①本人の顔写真1枚（縦4cm×横3cm）
- ②母子手帳（幼少時の様子について聞き取り調査をする際の参考にします）
- ③印鑑（認め印）

精神障害者 保健福祉手帳



精神障害者保健福祉手帳は、精神障害（発達障害を含む）のために長期にわたり日常生活や社会生活に制約のある方が対象です。

○申請に必要なもの

- ①精神障害者保健福祉手帳の診断書（障害年金を受給している場合、障害年金証書の写しでも可能です）
- ②本人の顔写真1枚（縦4cm×横3cm）
- ③印鑑（認め印）

○手帳の申請先は、七戸町健康福祉課（町の機関）です。

住所：七戸町字森ノ上359-5 Tel：0176-68-3500

○18歳未満の愛護手帳の申請先は、青森県七戸児童相談所（県の機関）です。

住所：七戸町字蛇坂55-1 Tel：0176-60-8086

Q. 車いすが必要になったのですが、どうすればいいのでしょうか。

- A. 身体障害により、日常生活が困難になった方に対して、補装具を支給します。
 補装具とは、義肢、装具、車いす、補聴器などの身体機能を補完又は代替し、かつ長期に渡り継続して使用されるものを言います。
 これに対して、コルセットや松葉杖などの治療の手段として一時的に使われるものは補装具の対象にはなりません。これらは医療保険制度の対象になりますので、保険者へお問い合わせください。



○申請先

七戸町健康福祉課 七戸町字森ノ上359-5 TEL: 0176-68-3500

○申請に必要なもの

- ①障害者手帳 ②補装具費支給医師意見書（修理の場合は不要）
 ③補装具の見積り書 ④印鑑（認め印）

○利用者負担

原則1割負担ですが、負担上限月額は37,200円です。
 また、生活保護受給世帯、町民税非課税世帯の方は、無料です。

Q. 直腸の手術をしたのでストマ装具が必要なのですが、補助はありますか？

- A. 重度障害のある方に、下表の日常生活用具を給付します。給付対象者は、手帳の種別と等級により決められています。

○申請先 七戸町健康福祉課 七戸町字森ノ上359-5 TEL: 0176-68-3500

○申請に必要なもの ①障害者手帳 ②日常生活用具の見積り書 ③印鑑（認め印）

○利用者負担 原則、基準額の1割となっていますが、世帯の収入に応じて、月額負担上限額が決められています。また、基準額を超える金額は、自己負担となります。

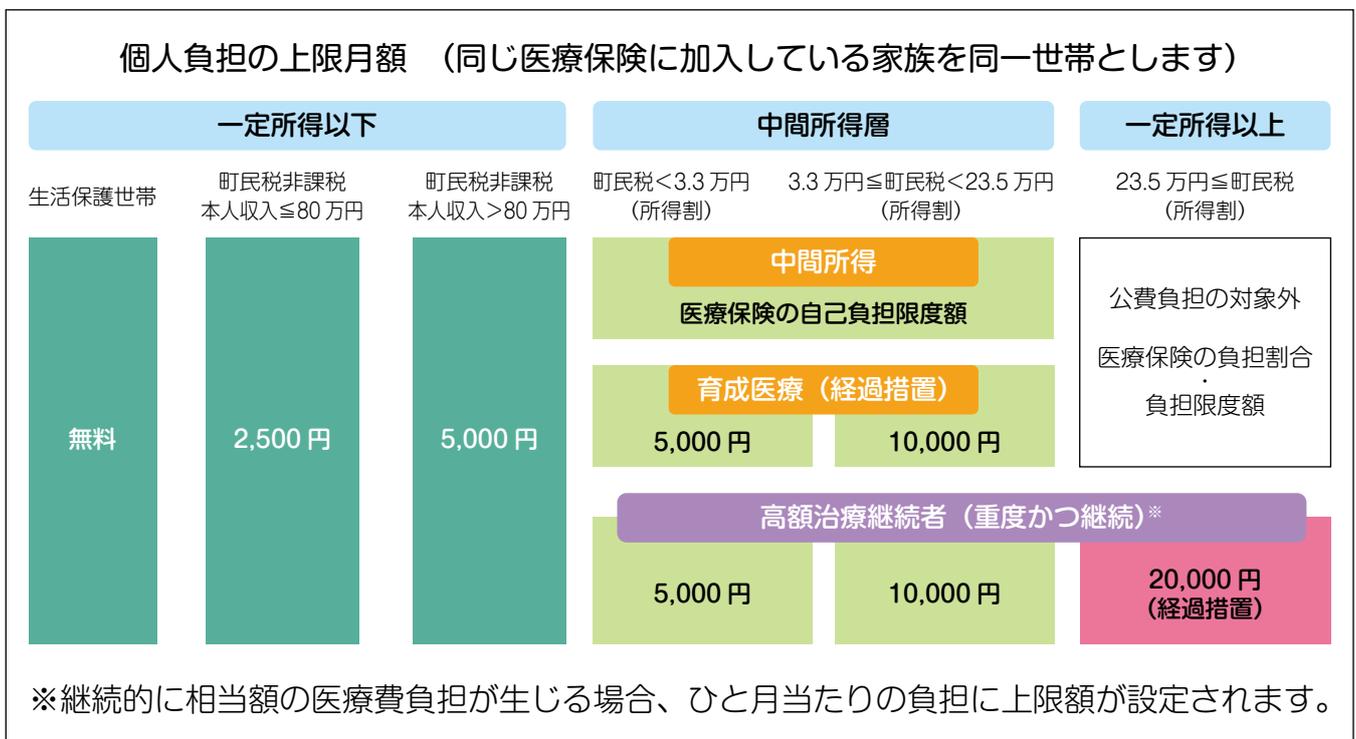
給付品目の一例 ※（ ）は基準額	
介護・訓練支援用具	特殊寝台（154,000円）、特殊尿器（67,000円）など
自立生活支援用具	入浴補助用具（90,000円）、移動・移乗支援用具（60,000円）、頭部保護帽（36,750円）、特殊便器（151,200円）など
在宅療養等支援用具	透析液加温器（51,500円）、吸引器・ネブライザー両用器（69,000円）、視覚障害者用体温計（9,000円）、発電機（100,000円）など
情報意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置（98,800円）、情報・通信支援用具（100,000円）、聴覚障害者用通信装置（71,000円）など
排泄管理支援用具	ストマ装具：蓄尿袋（月額11,600円）・蓄便袋（月額8,850円）、紙おむつ等（月額12,000円）など
住宅改修費	居宅生活動作補助用具（200,000円 原則1回）

※補装具と日常生活用具のうち、介護保険の対象になるものは、介護保険が優先になります。

Q. 心臓の手術に多額の費用がかかるのですが、どうすればよいのでしょうか。
Q. 精神科に長期間通院しているのですが、費用がかかって困っています。

A. 医療費の自己負担額を軽減する自立支援医療という制度があります。原則、1割の自己負担ですが、所得の低い方や高額な治療を継続的に必要とする方については、負担上限月額が定められています（下表参照）。

- (1) 精神通院医療・・・統合失調症やその他の精神疾患（てんかんを含む）により、通院が継続的に必要な方。
- (2) 更生医療・・・・・・・・18歳以上の身体障害者で、医療を行なうことにより、障害を軽減または改善が見込まれる方。人工関節置換術、ペースメーカー埋込手術、人工透析療法など。
- (3) 育成医療・・・・・・・・18歳未満の障害児で、医療を行なうことにより、障害を軽減または改善が見込まれる方。口蓋裂等の形成術、関節形成術など。



○精神通院医療と更生医療の申請先

七戸町健康福祉課 七戸町字森ノ上359-5 TEL: 0176-68-3500

- 更生医療の申請に必要なもの**
- ① 障害者手帳
 - ② 更生医療給付要否医師意見書
 - ③ 医療保険証
 - ④ 印鑑（認め印）
 - ⑤ 障害年金受給者は、証書又は通帳
 - ⑥ 特定疾病療養受療証（人工透析の場合）

- 精神通院医療の申請に必要なもの**
- ① 精神通院医療診断書（2年に1度の提出で可）
 - ② 医療保険証
 - ③ 障害年金受給者は、証書又は通帳
 - ④ 印鑑（認め印）

○育成医療の申請先*

上十三保健所 十和田市西二番町10-15 TEL: 0176-23-4261

※平成25年4月1日以後、申請先は町になる予定です。

Q. 自立支援医療の他にも、医療費が軽減される制度はありますか。

A. 以下の制度があります*。

1. 重度心身障害者医療費制度

○対象者・・・65歳未満で、以下の障害者手帳を取得した方

- ①身体障害者手帳 1～2級・・・障害の部位を問わず
3級・・・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の機能の障害を有する方

②愛護手帳A

③精神保健福祉手帳1級

○個人負担額・・・課税状況や医療保険により、助成する金額や申請の仕方が異なります。また、所得による制限がありますので、詳しくは七戸町町民課へお問い合わせください。

2. 後期高齢者医療制度

○対象者・・・65歳以上74歳未満で、以下の障害者手帳をお持ちの方

- ①身体障害者手帳 1～3級・・・障害の部位を問わず
4級・・・音声機能又は言語機能またはそしゃく機能障害。
下肢機能障害1号、3号又は4号

②愛護手帳A

③精神保健福祉手帳1～2級

④障害基礎年金1級・2級の国民年金証書をお持ちの方

○医療費の負担割合・・・1割ですが、現役並み所得者は3割です。

※生活保護を受けている方は対象にはなりません。

【申請先】七戸町町民課 七戸町字森ノ上131-4 Tel: 0176-68-2112

Q. 有料道路料金の割引について教えてください。

A. 以下に該当する場合、申請後、有料道路料金が半額になります。なお、有効期限は2年（申請から2回目の誕生日まで）ですので、引き続き利用する場合は更新の申請が必要です。

- ①身体障害者手帳が交付されている本人が運転する場合。
- ②身体障害者手帳や愛護手帳が交付されている重度の障害をお持ちの方が同乗する場合。

○申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳または愛護手帳 ②運転免許証
- ③自動車車検証 ④印鑑（認印）

E T Cご利用の場合は、①～④の他に、障害者本人名義*のE T Cカードと車載器管理番号が確認できる書類が必要です。



申請後、上記が手帳に記載されます。



※本人が未成年の場合、保護者名義のカードも対象になります。

【申請先】七戸町健康福祉課 七戸町字森ノ上359-5 Tel: 0176-68-3500

Q. NHK受信料の免除について教えてください。

A. NHK受信料の全額免除と半額免除の対象は、下記のとおりです。

	全額免除	半額免除 (下記に該当する世帯主が受信契約者)
身体障害	障害者が世帯構成員で、かつ、 世帯員全員が町民税非課税	○視覚・聴覚障害者 ○障害の等級が重度の方（1級または2級）
知的障害		愛護手帳の等級がAの方
精神障害		精神障害者保健福祉手帳の等級が1級の方

○申請に必要なもの

- ①障害者手帳 ②印鑑（認め印）

【申請先】七戸町健康福祉課 七戸町字森ノ上359-5 Tel: 0176-68-3500

Q. 自動車税・自動車取得税の減免について教えてください。

A. 障害者手帳の交付を受けている方、またはその方と生計を同一にする方もしくは常時介護者が、障害者の通学、通院、通所、生業のために使用する場合、自動車税・自動車取得税の減免を受けることができます。

ただし、障害の程度によって制限がありますので、詳しくは申請先へお問い合わせください。



○申請に必要なもの

- ①障害者手帳 ②運転免許証
③自動車車検証 ④印鑑（認め印）
⑤生計同一証明証 または 常時介護証明書*

※所有者・運転手が障害者本人ではなく、生計を同じくしている方の場合は⑤が必要です。普通自動車をお持ちで⑤が必要な方は、七戸町健康福祉課（七戸町字森ノ上359-5 Tel: 0176-68-3500）へ申請してください。その後、上記の書類を上北地域県民局県税部へ提出してください。

【申請先】

- 普通自動車：上北地域県民局県税部 十和田市西十二番地20-12 Tel: 0176-23-4241
○軽自動車：七戸町税務課 七戸町字森ノ上131-4 Tel: 0176-68-2113

Q. 携帯電話料金について障害者割引はありますか。

A. 基本使用料や通話料金の割引サービスがありますので、詳しくは販売店へお問い合わせください。



- Q. 自宅で家事の手伝いや入浴の介助を受けたいのですが。
- Q. 施設への入所を考えているのですが。
- Q. 就労にチャレンジしたいです。

A. サービスの利用をご希望の場合、先ずは相談支援事業所（P11～21参照）へご相談ください。相談支援専門員が対応します。以下、流れを説明します。

- 1 相談** 生活の不自由さや悩み、利用したい昼のサービス、夜間のサービスなどについて、本人及び家族と相談支援専門員が相談します。
- 2 申請** 七戸町健康福祉課で必要な手続きをします。
- 3 調査
審査**
 - ① 調査員が訪問して、本人の状態を把握し、調査票を作成します。
 - ② 主治医から医師意見書を作成してもらいます。
 - ③ ①と②をそろえて審査会へ申請します。※就労支援や自立訓練をご希望の場合、①のみとなります。
- 4 認定** 審査を経て障害程度区分が認定されます。障害程度区分は、どれくらいの支援が必要か客観的に判断するもので、非該当から区分6まであります。区分によって、受けられるサービスに制限があります。

非該当	区分1	2	3	4	5	6
-----	-----	---	---	---	---	---

より手厚い支援が必要と判断される。
- 5 決定** 利用者の意向と障害程度区分等を勘案して、相談支援専門員がサービス等利用計画を作成します。この計画に基づいて「障害福祉サービス受給者証」が交付されます。
- 6 利用** 本人とサービス提供事業所が契約して利用を開始します。



○個人負担額について

原則1割負担で、上限月額37,200円です。ただし、生活保護受給世帯と町民税非課税世帯は無料です。なお、食費、光熱水費、家賃等は自己負担になります。

また、療養介護を利用する方は、福祉、医療、食事療養の各費用を合算して上限額を設定しますので、窓口でご確認ください。

○介護保険について

65歳以上の方は、介護保険が優先になります。

介護保険の申請先は、障害福祉サービスと同様、七戸町健康福祉課（七戸町字森ノ上359-5 Tel: 0176-68-3500）です。

日中活動の支援サービス（昼のサービス）

名 称	内 容	利用可能な障害程度区分
居宅介護 (ホームヘルプ)	ヘルパーが自宅に来て、調理・洗濯等の家事や食事・入浴等の介護を手伝います。通院の介助も可能です。	区分1以上の方
重度訪問介護	重度の肢体不自由の方へ、ヘルパーが居宅で家事と介護を手伝います。	区分4以上で、一定の条件に該当する方
同行援護	視覚障害の方が外出する時、代筆や移動の支援を受けられます。	同行援護調査で判断
行動援護	重い知的または精神障害の方が外出する時、危険を回避するために必要な支援や移動中の介護を受けられます。	区分3以上で、一定の条件に該当する方
療養介護	重い障害のある方が、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を受けられます。	区分6で一定の条件（筋ジス・重症心身は区分5以上）
生活介護	施設で、入浴・トイレ・食事を手伝ってもらったり、作業をしたりできます。	①区分3（施設入所者は区分4）以上の方 ②50歳以上は区分2（入所者は区分3）以上の方
短期入所	施設へ短期間宿泊し、必要な介助を受けることができます。	区分1以上の方
自立訓練 (機能訓練)	身体に障害がある方が、理学療法、作業療法その他のリハビリを受けられます。	区分は問いません
自立訓練 (生活訓練)	知的または精神障害の方が自立した日常生活を営むことができるようにリハビリを受けられます。	区分は問いません
就労移行支援	65歳未満で就労を希望されている障害をお持ちの方が必要な訓練を受けることができます。	区分は問いません
就労継続支援	企業へ就労することが難しい障害をお持ちの方へ、働く場を提供します。 A型：雇用契約に基づく就労機会を提供 B型：雇用契約を結ばないで就労機会を提供	区分は問いません
重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとて高い方へ、居宅介護、生活介護、自立訓練など包括的にサービスを提供します。	区分6で、一定の条件に該当する方

住まいの場の支援サービス（夜間のサービス）

名 称	内 容	利用可能な障害程度区分
施設入所支援	支援員から入浴・トイレ・食事等の介助を受けながら、施設で生活します。	区分4（50歳以上は区分3）以上の方
共同生活介護 (ケアホーム)	世話人から入浴・トイレ・食事等の介助を受けながら小規模の住居で共同生活します。	区分2以上の方
共同生活援助 (グループホーム)	世話人から相談や日常生活の支援を受けながら小規模の住居で共同生活します。	非該当または区分1（希望者は区分2以上でも可）
宿泊型自立訓練	知的または精神障害の方が宿泊し、自立した日常生活を営むことができるよう支援や相談を受けられます。	区分は問いません
福祉ホーム	低額な料金で、居住を提供します。	区分は問いません

Q. 障害者への手当はありますか。

A. 以下の制度があります。詳しくは、窓口にお問い合わせください。

障害基礎年金

国民年金に加入している間の病気やけがにより障害者となった場合に支給されます。なお、保険料納付期間（免除期間を含む）が、初診日の前々月までに加入期間の3分の2以上であることなど、一定の支給要件があります。

【窓 口】 七戸町町民課 七戸町字森ノ上131-4 Tel: 0176-68-2112

障害厚生年金

支給要件は、障害基礎年金と同じです。

【窓 口】 各保険者（お勤め先にご確認ください）



特別障害者手当と障害児福祉手当

精神又は身体に著しい重度の障害があるため、常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の障害者に特別障害者手当が支給されます。また、20歳未満の障害児に障害児福祉手当が支給されます。

ただし、施設に入所した方、受給者又は配偶者、扶養義務者に一定額以上の所得がある方は支給が制限されます。また、特別障害者手当については、継続して3ヶ月を超えて入院した方も支給が制限されます。

【窓 口】 七戸町健康福祉課 七戸町字森ノ上359-5 Tel: 0176-68-3500

特別児童扶養手当

心身に障害のある20歳未満の障害児を家庭で養育している保護者に支給されます。対象となる障害児は、以下のとおりです。

- (1) 身体障害者手帳1～3級又は4級の一部、もしくはこれと同程度の障害を有する方
- (2) 愛護手帳「A」又は「B」、もしくは同程度の障害を有する方
- (3) 精神障害により日常生活に著しい制限を受ける方

ただし、障害を事由に年金を給付される方、受給者又は配偶者、扶養義務者に一定額以上の所得がある方、児童福祉施設等に入所される方は支給が制限されます。

【窓 口】 七戸町社会生活課 七戸町字森ノ上131-4 Tel: 0176-68-2114

Q. その他の町の障害者に対する支援サービスを教えてください。

A. 障害者への支援として、地域生活支援事業という以下のサービスがあります。個人負担額や詳しい内容については、七戸町健康福祉課へお問い合わせください。

①相談・生活支援事業

障害者及び家族からの相談に応じ、情報提供や権利擁護のために必要な支援などを行いません。七戸町では、アSENDハウス（十和田市西二十三番町5-5）に委託しています（平成24年3月31日現在）。

②コミュニケーション支援事業

聴覚、言語、音声機能の障害をお持ちの方へ、手話通訳者等を派遣して、意思疎通の仲介をします。

③移動支援事業

屋外での移動が困難な方へホームヘルパーを派遣して、買い物やイベントなどへの付き添いをします。

④地域活動支援センター

事業所に通って軽作業等をします。生活上の相談も受け付けます。
七戸町では、アSENDハウスに委託しています（平成24年3月31日現在）。

⑤日中一時支援事業

障害者を支える家族の就労支援や一時的な休息を目的に、事業所で見守りをします。
障害児について、放課後などに利用しています。

七戸町では、公立もみのき学園（七戸町字蛇坂45-2）、障がい者支援施設けやき寮（東北町字古屋敷45-1）、NPO法人雑木林（十和田市赤沼字前川原47）に委託しています（平成24年3月31日現在）。

⑥訪問入浴サービス事業

身体障害者手帳をお持ちで常時介護を要する方の自宅へ、訪問入浴車を派遣します。

⑦自動車運転免許取得・改造助成事業

I. 自動車運転免許の取得に要した経費の3分の2に相当する額又は10万円のいずれか低い額を助成します（免許取得日から6月を経過していない方）。

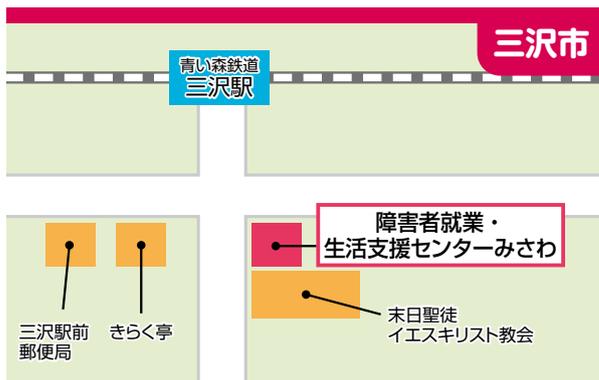
II. 身体障害者手帳をお持ちの方*が、自動車の手動装置等を改造する場合、10万円を限度として助成します。

*前年の所得税所得金額が、自動車を改造する月の属する特別障害者手当の所得制限限度額を超えない方が対象です。

⑧施設入所者就職支度金給付事業

施設を利用していた方が、就職して自立した社会生活を送る場合、就職支度金36,000円を支給します。

七戸町地域自立支援協議会参加事業所マップ



青森県立七戸養護学校



住 所：上北郡七戸町字蛇坂57番地31
 T E L：0176-62-2331
 F A X：0176-62-4535
 E-mail：shichinohe-sh@asn.ed.jp
 U R L：http://www.kamikita.asn.ed.jp/~sh/

- 本校は、知的障害と肢体不自由を対象とする特別支援学校です。
- 小学部・中学部・高等部の3つの学部を設置しています。
- 自宅や隣接する児童福祉施設から通学しています。小学部・中学部はスクールバスを利用できます。
- 学校給食があります。

◆特色ある教育活動

- ☆自閉症児の理解と支援を進めるための取り組み
- ☆自己表現力を高める学習活動の推進
- ☆地域支援の充実



<絵画制作>

◆卒業後の進路

生徒の自立と社会参加を目指して、家庭や関係機関と連携した進路指導を進めています。卒業生は企業や福祉施設で就労しています。

上北地方教育・福祉事務組合 公立もみのき学園



住 所：上北郡七戸町字蛇坂45番地2
 T E L：0176-62-3161
 F A X：0176-62-9990
 E-mail：mominoki@triton.ocn.jp

知的障害児が県立七戸養護学校へ通学のために入所し卒業後、独立自活に必要な知識技能を学びます。

家族の就労等のため短期入所及び日中一時支援サービスを行っています。



事業所の活動内容・行事「夏祭り」

提供するサービス

- 知的障害児施設（児童福祉法）
- 短期入所 ● 日中一時支援事業

提供するサービスの内容について

○・・・自立支援給付 P8 参照

●・・・地域生活支援事業 P10参照

七戸町社会福祉協議会



住 所：上北郡七戸町字立野頭139番地 1
T E L：0176-62-4419
F A X：0176-62-3628
E-mail：home@7shakyo.com
U R L：http://www.7shakyo.com/

住み慣れたご自宅での 生活を支援いたします!!

『利用者様に寄り添うサービスの提供』をモットーに、職員一同まごころをこめてサービスを提供させていただきます!

ご自宅での生活に不安を感じたり、お困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

提供するサービス

- 居宅介護
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 相談支援
- 訪問入浴サービス事業
- 移動支援事業



ケアサポート ゆう



住 所：上北郡七戸町字道ノ上118番地 1
T E L：0176-68-4780
F A X：0176-68-4714
E-mail：yuunet@jomon.ne.jp

居宅介護(ヘルパー)の事業所です。旧天間林村の、国道4号線沿いにあり、「ゆう」の水色看板が目印です。ゆうとは「優(やさしい)・you(あなた) 友(お友達)・結う(い)(お互いに助け合い)・勇(勇気をだして)」を意味しています。私たちと一緒に、心豊かな生活を送りませんか?

楽しいスタッフが働いています。病院などで、水色のTシャツを見たらお声を掛けてください。

提供するサービス

- 居宅介護
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 相談支援
- 移動支援事業



「ゆう」の文字が友達と手を取り合っている様子を表現、∞(無限大)のマークとも重ね合わせています。

提供するサービスの内容について

○・・・自立支援給付 P8 参照

●・・・地域生活支援事業 P10参照

社会福祉法人 七戸福祉会 城南ヘルパーセンター



社会福祉法人 七戸福祉会
城南ヘルパーセンター



住 所：上北郡七戸町字太田野26番地 1
T E L：0176-62-2188
F A X：0176-62-2189
E-mail：jyohnan_day@hyper.ocn.ne.jp

城南ヘルパーセンターは、お客様の「自宅で暮らしたい」、ご家族様の「自宅で過ごさせてあげたい」お気持ちを最大限生かしたいと考え、自宅での家事のお手伝い・お休に関わるお手伝いなどの、きめ細やかなホームヘルプサービスを心がけております。より良い生活をお送りいただけるよう、スタッフ一同、訪問させていただきます。

また、平成 23 年 2 月より、同行援護・行動援護のサービスも開始致しました。お気軽に、ご相談くださいませ。

提供するサービス

- 居宅介護
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 移動支援事業

障害者支援施設 公立からまつ寮



住 所：上北郡七戸町字作田道52番地 2
T E L：0176-68-2601
F A X：0176-68-2602
E-mail：karamatu@triton.ocn.ne.jp



知的障害者対象の入所型支援施設です。生活介護サービスを利用する利用者及び家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、生活能力や身体機能の維持向上のために必要な支援及び訓練を行います。利用者の状況に応じ適切な技術をもって食事・整容・更衣・排泄等生活全般にわたる援助を行い、生活のリズムを整えるように支援します。

また社会適応に必要なマナー等の習得の支援を行います。

提供するサービス

- 生活介護
- 施設入所支援

提供するサービスの内容について

○・・・自立支援給付 P8 参照

●・・・地域生活支援事業 P10参照

社会福祉法人 至誠会 障がい者支援施設 一誠園



園主催の夏祭りや文化祭を開催、地域の催し物にも積極的に参加し地域交流を行っています。又、宿泊旅行やショッピングといった行事などを実施し、ゆとりある園生活を楽しんでもらっています。

生産活動として、農事・園芸・環境整備・編み物・リサイクル作業などを行う他に簡単な機能訓練なども実施しています。その他、創作的活動としてカメラ・絵画・書道・ダンス・カラオケなどのクラブ活動を行い生きがいのある生活を送るための支援をしています。

利用者の方々の様々なニーズに応えながらサービスを提供しています。

住 所：上北郡七戸町後平597番地1
T E L：0176-68-2077
F A X：0176-68-2025
E-mail：isseienn@muse.ocn.ne.jp

広大な敷地の中、四季折々の花や動物に囲まれた環境で生活できます。

談話室を中心としたユニット方式を取り入れ、異世代交流などのふれあいができます。

即売所での作品の展示・販売、陶芸教室・裂織り体験なども行っています。

提供するサービス

- 生活介護
- 施設入所支援
- 短期入所

社会福祉法人つつじ会 <東京都委託>障害者支援施設 あぜりあ苑



住 所：上北郡七戸町字清水頭71番地80
T E L：0176-62-2321
F A X：0176-62-6966
E-mail：office@t-azalea.jp
U R L：www.t-azalea.jp

利用者の個々の能力や特性に応じて個別支援計画を立て、日常生活支援を行っています。日中の活動では、裂き織りや陶芸、新聞紙を使ったエコ薪作り等色々な事に取り組み、ベーカリーにて焼き立てパンと共に皆さまに御提供しています。

また、あぜりあ苑系列の共同生活援助事業として「グループホームあぜりあ」、「柏葉寮」、「グループホームきすな」と3つのグループホームを運営し、現在15名の方が地域での生活をしています。

提供するサービス

- 施設入所支援
- 生活介護
- 共同生活援助
- 短期入所

提供するサービスの内容について

○・・・自立支援給付 P8参照

●・・・地域生活支援事業 P10参照

社会福祉法人 七戸福祉会 多機能型障害福祉サービス事業所 城西の杜



住 所：上北郡七戸町字高屋敷1番地1
 T E L：0176-62-6555
 F A X：0176-62-6556
 E-mail：jyohsei_no_mori@wish.ocn.ne.jp

平成23年4月1日より、『知的障害者通所更生施設』から、新体系『多機能型障害福祉サービス事業所』へと移行致しました。『生活介護』『自立訓練(生活訓練)』『就労移行支援』『就労継続支援B型』の、4つのサービス種別に分かれて、運営しております。より一層、お客様一人ひとりの特性に合わせた、専門的なサービスをご提供できる体制となりました。

また、就労支援の一環である『プラン・メール豆腐工房』では、木綿豆腐をメインとして、豆乳ドーナツ、おからかりんとう、“こっそり”豆乳プリン等の製造・納品・販売を行っております。城西の杜にて直接販売の他に、道の駅しちのへ、カケモ七戸店、イオンスーパーセンター十和田店、イオン七戸十和田店、イオン下田店にて販売しております。青森県産の国産大豆を使用し、とことん「手作り」にこだわった商品です。是非一度、お試しくださいませ。

提供するサービス

- 生活介護
- 自立訓練(生活介護)
- 相談支援
- 就労移行支援
- 就労継続支援B型

社会福祉法人 求道舎 おおぼこ作業所



- 酢を使用して塩分を抑えた梅漬けや梅干し、梅肉エキス、カシスの大根漬けを手作りし、販売しています。
- 野菜の栽培やカシスの栽培など農作業にも取り組んでいます。
- にんにくのほぐしや菓子箱の組み立てなどの下請け作業もしています。

住 所：上北郡七戸町字舘野32-15
 T E L：0176-62-3631
 F A X：0176-62-3694
 E-mail：kyudosya@ruby.ocn.ne.jp

梅の木を植え、実を加工し、販売するという、生産・加工・販売の6次産業化を本格化するため、がんばっています。梅製品は、「梅根性」というネーミングで、道の駅しちのへや青森の福祉の店「こだわりフードつぼみ」などで販売しています。また、販路拡大に力を入れ、東京都などにも出荷しています。このことにより、利用者の方の収入を2～3倍にすることが目標です。

有料ですが、戸口から戸口までの送迎サービスをしています。

提供するサービス

- 就労移行支援

提供するサービスの内容について

○・・・自立支援給付 P8 参照

●・・・地域生活支援事業 P10参照

NPO法人 シャーローム



作業内容として地域の伝統工芸である南部裂き織りの製作、農産物を使わない農産物作り、添加物不使用の洋菓子作りが中心です

住 所：上北郡七戸町字館野29番地
TEL・FAX：0176-62-3309
E-mail：npo3309srm@kdn.biglobe.ne.jp

毎年2回（6月・10月）地域の方々との触れ合いを持つと
行っている「シャーローム祭」も2012年で10回目を数えます。

又、町の産業文化祭りには、2008年から所員一人一人の織った裂き織り「タペストリー」を出品、平成24年度は東京で行われる全国裂き織り展に共同作品で出品し、1日目はその鑑賞、2日目はディズニーランドと新幹線での研修旅行を行います。

又農産物（サツマイモ・トマト・トウモロコシ・ジャガイモ）は道の駅の七菜館及びスーパーカケモで洋菓子（クッキー・ケーキ）と共に販売して好評を得ています。

提供するサービス

- 就労継続支援B型

障害者支援施設 公立ぎんなん寮



住 所：上北郡東北町大字大浦字南平10-1
T E L：0176-56-5121
F A X：0176-56-5119
E-mail：ginnnan@triton.ocn.ne.jp

日中活動支援

「加工班」

素材と製造工程にこだわり続ける手づくりハム・ウィンナーの販売をしています。

「園芸班」

大型園芸ハウスでは四季折々の鉢花・花壇苗を展示・販売しています。

「クリーニング班」

福祉施設、病院、宿泊施設へ安全で清潔な寝具をお届けしています。

「営業班」

施設の商品の販売と「友の会」の会員の拡大を図っております。直売店を運営しており、他の福祉施設製品も販売しています。

・居住支援事業

施設入所支援 (45名)
短期入所 (2名)
共同生活援助 (4名)

・日中活動事業

就労移行支援 (20名)
就労継続支援B型 (50名)

提供するサービス

- 施設入所支援
- 共同生活援助
- 短期入所
- 就労移行支援
- 就労継続支援B型

提供するサービスの内容について

○・・・自立支援給付 P8 参照

●・・・地域生活支援事業 P10参照

社会福祉法人 恵徳会 障がい者支援施設 けやき寮



住 所：上北郡東北町字古屋敷45番地1
 T E L：0175-62-2484
 F A X：0175-62-2485
 E-mail：keyaki@m2.dion.ne.jp
 U R L：http://www.h5.dion.ne.jp/~keyaki/

利用者の障害程度及び能力・個性に沿った個別支援計画を作成し、日常生活全般を通して本人に必要なサービスを提供し、個々の能力や特性を發揮できるように支援します。

日中活動として各種機能訓練や、空き缶のリサイクル作業を主に実施しています。

天然温泉での入浴が好評で、地域住民の方にも週一回利用していただいています。温泉での床暖房で冬も暖かく快適です。

提供するサービス

- 施設入所支援
- 生活介護
- 短期入所
- 相談支援
- 日中一時支援事業

社会福祉法人 恵徳会 日中活動支援センター つばさ



住 所：上北郡東北町字古屋敷45番地1
 T E L：0175-62-2484
 F A X：0175-62-2485
 E-mail：keyaki@m2.dion.ne.jp
 U R L：http://www.h5.dion.ne.jp/~keyaki/

生活介護（定員15名）、就労継続支援B型（定員15名）の多機能型事業所です。

生活介護では各種機能訓練と空き缶のリサイクル作業を中心に活動しています。

就労継続支援B型では椎茸の栽培、道の駅への出荷を主に行っています。また山ぶどうの生産・加工の事業も始めました。

希望する方には週1回の入浴サービスも行っており、大変好評です。（天然温泉です）

提供するサービス

- 生活介護
- 就労継続支援B型

提供するサービスの内容について

○・・・自立支援給付 P8参照

●・・・地域生活支援事業 P10参照

障害者支援施設 上北療護園
上北療護園生活介護センター 上北療護園障害者相談支援センター



住 所：東北町大字大浦字境ノ沢6-1
T E L：0176-56-5415
F A X：0176-56-5417
E-mail：s-kamiryo@themis.ocn.ne.jp

入所・通所サービス共に、常に介護を必要とされる方々の日常生活の支援を致します。

入浴は天然温泉を使用しており、湯冷めしにくく、利用者様にも好評です！

施設見学等も随時対応しておりますので、気軽にお問い合わせ下さい。



提供するサービス

- 生活介護 ○ 施設入所支援
- 短期入所 ○ 相談支援

上北地方教育・福祉事務組合 グループホームあおい荘 (定員6名)



住 所：上北郡七戸町字蛇坂45番地2

お問い合わせ先
上北地方教育・福祉事務組合 公立もみのき学園
T E L：0176-62-3161
F A X：0176-62-9990
E-mail：mominoki@triton.ocn.jp

障害者共同生活援助事業所「きぼう」 (定員4名)



住 所：上北郡七戸町字影津内63番地2

お問い合わせ先
障害者支援施設 公立ぎんなん寮
T E L：0176-56-5121
F A X：0176-56-5119
E-mail：ginnan@triton.ocn.ne.jp

提供するサービスの内容について

○・・・自立支援給付 P8 参照

●・・・地域生活支援事業 P10参照

社会福祉法人 七戸福祉会 グループホーム卵の花Ⅰ・Ⅱ (各定員7名)



住 所：上北郡七戸町字館野32番地163
T E L：0176-60-1377 F A X：0176-60-1378

お問い合わせ先
社会福祉法人 七戸福祉会
多機能型障害福祉サービス事業所 城西の杜
T E L：0176-62-6555 F A X：0176-62-6556

社会福祉法人 恵徳会 ケアホーム支援センター



住 所：上北郡東北町字古屋敷45番地1
T E L：0175-62-2484 F A X：0175-62-2485
E-mail：keyaki@m2.dion.ne.jp
U R L：http://www.h5.dion.ne.jp/~keyaki/
共同生活住居①ケアホーム第1 けやき (定員7名)
共同生活住居②ケアホーム第2 けやき (定員7名)

ケアホーム「たんぽぽ」 (定員5名)



住 所：上北郡七戸町字太田128-56
T E L：0176-60-8012

お問い合わせ先
社会福祉法人 求道舎 おおぼこ作業所
T E L：0176-62-3631 F A X：0176-62-3694
E-mail：kyudosya@ruby.ocn.ne.jp

ケアホームふきのとう

(定員5名 女性専用)

住 所：上北郡七戸町字上町野131-3

お問い合わせ先
障害者支援施設 公立からまつ寮
T E L：0176-68-2601
F A X：0176-68-2602
E-mail：karamatu@triton.ocn.ne.jp

グループホームあさひ荘

(定員4名、男性専用)

住 所：上北郡東北町字乙供125-1

お問い合わせ先
障害者支援施設 公立からまつ寮
T E L：0176-68-2601
F A X：0176-68-2602
E-mail：karamatu@triton.ocn.ne.jp

共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）の内容は、P8をご覧ください。

財団法人 ころすこやか財団 障害者就業・生活支援センターみさわ



～財団法人ころすこやか財団
障害者就業・生活支援センターみさわ～

当センターは国および県からの委託を受け、現在県内に5か所あります。上十三圏域を担当しています。就職を希望する障害のある方を対象にハローワークなどと連携しながら相談を行います。福祉サービス利用手続きの相談にも応じますのでお気軽にご相談ください。

住 所：青森県三沢市本町1丁目62-9
T E L：0176-27-6738／090-1654-3501
E-mail：job-misawa@kokorosukoyaka.org

障害がある方の就労を支援します

【開所時間】

平日の8:00～17:00（祝祭日は利用可・要相談）

【連絡先】

TEL/FAX 0176-27-6738 相談無料

提供するサービス

基礎訓練、実習、就職、就職後の定着支援
就労に関する相談、生活支援など

地域活動支援センター アセンドハウス



住 所：十和田市西二十三番町5-5
T E L：0176-21-1173
F A X：0176-21-1163
E-mail：asendo@saiseikai-gr.or.jp
U R L：http://www.saiseikai-hp.jp/sisetu-siensenta.html

福祉サービスの利用援助、専門機関の紹介など各種相談支援を行っています。

また社会との交流等を行い旅行などの行事も行っています。

提供するサービス

●相談支援 ●地域活動支援センター

提供するサービスの内容について

○・・・自立支援給付 P8参照

●・・・地域生活支援事業 P10参照

町の障害者団体を紹介します

障害をお持ちの方や、支えるご家族の方は、様々な悩み不安を抱くことがあるかもしれません。

以下の団体では、会員相互の交流を通してお互いに支え合っています。



七戸町身体障害者福祉会

- 対象者 身体障害者手帳をお持ちの方、またその資格を有する方。
- 主な事業 総会 1回/年、青森県・上十三障害者スポーツ大会への参加
グラウンドゴルフ大会の開催、一泊研修を開催し情報交換
- 年会費 1,000円
- 問い合わせ先 七戸町社会福祉協議会 Tel: 0176-62-6790

七戸町手をつなぐ育成会

- 対象者 障害をお持ちの子ども保護者
- 主な事業 親子レクリエーション大会、親の交流会、物づくり研修会
喜びの歌をうたう会（年末お楽しみ会）、卒業・進級を祝う会
- 年会費 1,500円
- 問い合わせ先 七戸町手をつなぐ育成会事務局 日野喜八郎 Tel: 0176-62-2901

七戸町地域家族会 よつばの会

- 対象者 精神障害をお持ちの方とその家族
- 主な事業 事業所見学、勉強会、レクリエーションの開催
- 年会費 2,000円
- 問い合わせ先 七戸町健康福祉課 Tel: 0176-68-4631

しょうがいふくし せいど ふくごつ まどぐち おお
障害福祉サービスは、制度が複雑で窓口も多いので、
ま か き と あわ
まずは下記へお問い合わせください。

しちのへまち けんこうふくし か
【窓口】 七戸町 健康福祉課

あおもりけんかみきたぐんしちのへまちあざもり の かみ
【住所】〒039-2827 青森県上北郡七戸町字森ノ上 359-5
てん まばやしほけん ない
(天間林保健センター内)

【TEL】 0176-68-3500

【時間】 8:15 ~ 17:00

しちのへまち ち いき じりつ し えんきょうぎ かい しょうがいしゃ
七戸町地域自立支援協議会は、障害者が
あんしん く まち
安心して暮らすことのできる町づくりを
め
目指して一歩ずつ、地道に活動していきます。



青森県立七戸養護学校生徒作品「亀のぼった」

平成 24 年 (2012 年) 3 月発行

作 成：七戸町地域自立支援協議会

事務局：七戸町 健康福祉課

〒039-2827 青森県上北郡七戸町字森ノ上 359-5

TEL: 0176-68-3500 FAX: 0176-68-3536

URL: <http://www.town.shichinohe.lg.jp/>

(上記ホームページから、このパンフレットを閲覧できます。)